

新	旧	備考
限度額設定型貿易保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略) <u>令和4年6月17日 一部改正</u>	限度額設定型貿易保険運用規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略)	
(損失等発生通知書の提出時期) 第12条 損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。 一 約款第3条第1号のてん補危険の場合にあつては、次条に規定する事故<u>確定</u>日以降提出する。 二 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあつては、決済期限以降提出する。	(損失等発生通知書の提出時期) 第12条 損失等発生通知書の提出時期は、原則として、次の各号による。 一 約款第3条第1号のてん補危険の場合にあつては、次条に規定する事故<u>発生</u>日以降提出する。 二 約款第3条第2号又は第3号のてん補危険の場合にあつては、決済期限以降提出する。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u>		